

令和4年度第2回さいたま市がん対策推進協議会

日時：令和5年1月17日（火）

午後2時00分から午後3時30分まで

場所：さいたま市役所

議会棟2階 第7委員会室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 会長選出

(2) さいたま市がん対策推進計画の進行管理について

(3) 次期さいたま市がん対策推進計画の策定について

4 報 告

(1) 令和4年度がん対策推進講演会について

5 閉 会

さいたま市がん対策推進協議会委員名簿

(令和4年10月13日から令和6年10月12日まで)

令和4年10月13日現在

	氏名	所属
1	いまむら 今村 信哉	共栄大学 客員教授
2	えんどう 遠藤 俊輔	自治医科大学附属さいたま医療センター センター長
3	おがわ 小川 ともかず 智一	市民公募委員
4	おがわ 小川 ともこ 知子	さいたま商工会議所女性会 副会長
5	かげやま 影山 ゆきお 幸雄	埼玉県立がんセンター 病院長
6	かねこ 金子 ひさあき 久章	さいたま市歯科医師会 副会長
7	きよた 清田 かずや 和也	さいたま赤十字病院 院長
8	くぼち 窪地 きよし 淳	さいたま市立病院 名誉院長 経営戦略特命参与
9	こやま 小山 のりえ 紀枝	Çava! (サヴァ) ～さいたま BEC～ (患者団体)
10	にいずみ 新泉 まさこ 真砂子	公益社団法人 埼玉県看護協会 与野訪問看護ステーション
11	のだ 野田 まさみつ 政充	一般社団法人 さいたま市薬剤師会 副会長
12	ばば 馬場 かずあき 一明	さいたま労働基準監督署 署長
13	まつだ 松田 くみこ 久美子	公益社団法人 埼玉県看護協会 会長
14	まつもと 松本 まさひこ 雅彦	さいたま市4医師会連絡協議会 一般社団法人 大宮医師会 会長
15	やくわ 八鍬 ゆうた 雄太	市民公募委員

(五十音順、敬称略)

令和4年度第2回さいたま市がん対策推進協議会
関係課職員名簿

所属	役職	氏名
保健部	部長	杉本 達洋
	副理事	今野 弘美
地域医療課	課長補佐兼係長	比留間 隆敏
いきいき長寿推進課	主査	金子 通子
介護保険課	係長	榎本 学
市立病院 患者支援センター	副所長	日向 俊洋
地域保健支援課	課長	清水 雅子
	課長補佐兼係長	池田 玲子
労働政策課	課長補佐兼係長	大城 冬樹
浦和区役所保健センター	所長補佐兼係長	林 夏奈
教育委員会 健康教育課	指導主事	鴨志田 祐子
健康増進課	課長	浅野 昌則
	課長補佐兼係長	永井 敏子
	主査	谷島 由香
	主査	伴田 さち
	主任	中村 恒太

さいたま市がん対策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例（平成26年さいたま市条例第44号）第15条第7項の規定に基づき、さいたま市がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得たときは、公開しないことができる。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年度がん対策推進計画の進行管理スケジュール

(PDCA サイクルイメージ)

令和5年1月

1月 **第2回がん対策推進協議会**

C

各団体・各課の現年度実績について
確認・検討
＝次年度より効果的に実施するための
情報交換

A

各団体・各課

次年度取組を改善

令和4年5月

5月 **第1回がん対策推進協議会**

C

各団体・各課の現年度の取組予定
について確認・検討

A

各団体・各課

取組を改善

令和4年2月

2~3月 **各団体・各課**

P

現年度の実績を元に
来年度の予定を立案
●**取組事例シート**を記入する

D

各団体・各課

取組を実施

さいたま市がん対策推進計画・進行管理概要

令和3年度時点の目標達成状況
達成した指標数/目標指標数
 (改善した指標数/目標指標数)

基本理念	基本方針	目標	分野別施策	R3具体的取組・実績	取組の成果・課題・今後の方向性等
市民が互いに支え合える地域社会の実現	がんの予防と早期発見の推進	がん予防の推進	がんに関する正しい知識の普及	※●は令和3年度新規事業 ●乳がん体験者のための運動教室 ●SNSを活用し乳がんの予防・早期発見に関する記事を掲載 ・がん関連の情報提供 ・がん教育出前講座の実施 ・市主催のイベント等や広報誌による周知	【成果】オンラインを積極的に活用する団体が多くみられ、SNSなどのツールを利用し取組の幅を広げることで、新たな層に向けて情報を発信し、正しい知識を普及させることができた。 【課題・今後の方向性】オンラインの利用はセキュリティやコスト面で考慮の必要がある。メリット、デメリットを把握し目的に合った効果があるか予測して利用方法を検討することが課題である。
			受動喫煙の防止と禁煙	●受動喫煙対策ポスターを作成し、市内指定喫煙場所に掲示 ●SNSを活用し禁煙に関する記事を掲載 ・禁煙外来の開設 ・敷地内の分煙または全面禁煙（病院、事業所等） ・禁煙相談 ・市主催のイベント等や広報誌、掲示による呼びかけ	【成果】令和2年に改正健康増進法が全面施行されたことを背景に受動喫煙は減少している。市の取組としては市内指定喫煙所へのポスター設置やSNSへの記事掲載など、これまでと異なる方法で啓発を実施し新たなターゲットへアプローチしたことで受動喫煙の防止と禁煙を進めることができた。 【課題・今後の方向性】様々な方法を検討し、より多くの世代に伝わる取組を継続していくことが重要である。
	がんの早期発見の推進	がん検診の受診率の向上	がん検診の受診率の向上	●SNSを活用したがん検診の啓発 ・人間ドックの利用費用補助 ・郵送検診の実施 ・未受診者への受診勧奨として啓発品の掲示・配布 ・市主催のイベント等や広報誌、掲示による周知 ・精密検査対象者への個別の精密検査受診勧奨	【成果】令和2年度中止した取組を再開するなど、各団体ともがん検診の受診率向上に向け積極的に取り組んだが、新型コロナウイルス流行前と比較すると、受診者数が減少傾向にあると予測される。 【課題・今後の方向性】安心して受診できるよう基本的な感染対策を行い受診環境を整備するとともに、感染状況に応じた啓発活動を行い、受診率向上に繋げる必要がある。
			がん検診の質の向上		
	がん医療の充実と療養生活の質の向上	在宅医療の推進	緩和ケアの充実	●がんに関する専門薬剤師の育成 ●人生会議相談窓口の設置 ・緩和ケアチームの活動	【成果】新たな団体からも取組実績が情報共有されたことで、各団体が取組を効果的なものに改善していく足がかりができた。 【課題・今後の方向性】緩和ケアに関わる多職種に取組を広げ、よりよいケアの在り方を検討していく必要がある。
	情報提供の充実	・市民を対象にしたイベントや講演会の開催 ・医療関係者に対する研修・勉強会の開催 ・啓発物の掲示・配布、ホームページ活用等による情報提供	【成果】オンラインを利用することでコロナ禍においても取組を実施し、継続して情報提供を行うことができた。 【課題・今後の方向性】参加者が減るケースも見られたため、一律にオンラインに移行するのではなく、ハイブリッド方式などを検討し情報を受け取りやすい環境を構築することが必要である。		
	がん対策の世代への充実			市内事業所等との連携によるがん対策の充実	・「地域ケア意見交換会」の開催 ・就労相談会の開催 ・市ホームページに市内の就労相談窓口の情報をまとめた「がん患者さんの就労相談窓口一覧」を掲載



※がんに関する正しい知識の普及、がん検診の受診率の向上、がん検診の質の向上、在宅医療の推進について、令和4年度第1回協議会時点で未公表だった評価指標の結果がまとまりましたので報告いたします。

(1)基本方針		がんの予防と早期発見の推進		
(2)目標		がん予防の推進		
(3)分野別施策		がんに関する正しい知識の普及		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
取組事例 ●新規事業 ○継続事業	市民	<ul style="list-style-type: none"> ○月1度の体験者対象おしゃべり会 ○不定期再発転移の方のおしゃべり会 ○体験者対象のイベント各種 ○乳がん体験者のためのヨガ(NYOGA) 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳がん体験者のための運動教室 ○月1度の体験者対象おしゃべり会 ○不定期再発転移の方のおしゃべり会 ○乳がん体験者のためのヨガ 	<ul style="list-style-type: none"> ○月1度 体験者対象おしゃべり会 ○不定期 再発転移の方のおしゃべり会 ○体験者対象のイベント各種 ○乳がん体験者のためのヨガ ○乳がん体験者のための運動教室
	事業者	○総会等会議にがん検診の受診勧奨等の周知	○総会等会議にがん検診の受診勧奨等の周知	○総会等会議にがん検診の受診勧奨等の周知
	保健医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●がん患者のアピアランスケア支援 ●がんサバイバー ●他団体や地域におけるイベント等に参加。教育者としての人材育成を行う ○告知後の患者支援 ○緩和ケアチーム活動 ○がん相談支援センターの活用 ○緩和ケア研修会においてがん体験者やケア提供者等からの講演を研修内容に取り入れる ○がん患者の苦痛のスクリーニング結果に対するセルフケア指導 ○経口抗がん剤使用患者に対する皮膚障害予防のための指導 ○がん治療時の医科歯科連携を行い、治療に伴う口腔内合併症を予防する ○がん化学療法看護 ○がん患者のアピアランス ○がん患者の退院支援と地域連携 ○エンド・オブ・ライフ・ケア ○看とりにおける看護の役割 ○口腔がんに関する研修 ○癌治療における薬薬連携体制の構築 ○各種市民向けイベントにおける癌啓発活動の実施(薬物乱用防止、健康フェア) ○一般定期健康診断 ○特定業務従事者に対する健康診断 ○特殊健康診断 ○人間ドックの利用費用補助 ○郵送検診の実施 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○がん化学療法看護認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師等の育成 ○臨床腫瘍学講義の実施 ○看護師特定行為研修の実施 ○公開講座の開催 ○がんサロンの開催 ○セカンドオピニオン外来の開設 ○緩和ケアチームを組織 ○訪問看護師育成プログラム普及 ○教育ステーション事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●がんに関する講話 ●癌に関する専門薬剤師の育成 ●がん治療の最前線 ○がん診療連携セミナーの開催 ○一般定期健康診断 ○特定業務従事者に対する健康診断 ○特殊健康診断 ○人間ドックの利用費用補助 ○郵送検診の実施 ○緩和ケア研修会の開催 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○がん化学療法看護認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師等の育成 ○臨床腫瘍学講義の実施 ○看護師特定行為研修の実施 ○セカンドオピニオン外来の開設 ○緩和ケアチームを組織 ○告知後の患者支援 ○緩和ケアチーム活動 ○がん相談支援センターの活用 ○緩和ケア研修会においてがん体験者やケア提供者等からの講演を研修内容に取り入れる ○がん患者の苦痛のスクリーニング結果に対するセルフケア指導 ○経口抗がん剤使用患者に対する皮膚障害予防のための指導 ○がん治療時の医科歯科連携を行い、治療に伴う口腔内合併症を予防する ○がん患者のアピアランスケア支援 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○がん薬物療法看護 ○がん性疼痛看護 ○がん患者のアピアランスケア ○がんサバイバー ○訪問看護師育成プログラム普及 ○教育ステーション事業 ○緩和ケアチーム活動 ○緩和ケア研修会 ○緩和ケア外来 ○がん相談 ○乳がん認定看護師による看護相談 ○がん関連の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●経口抗がん剤使用患者に対する説明用紙の整備 ●口腔がんに関する研修 ○がん診療連携セミナーの開催 ○一般定期健康診断 ○特定業務従事者に対する健康診断 ○特殊健康診断 ○人間ドックの利用費用補助 ○郵送検診の実施 ○緩和ケア研修会の開催 ○化学療法研修会の開催 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○がん化学療法看護認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師等の育成 ○臨床腫瘍学講義の実施 ○看護師特定行為研修の実施 ○公開講座の開催 ○がんサロンの開催 ○セカンドオピニオン外来の開設 ○緩和ケアチームを組織 ○がん患者サロン、はなみずき会 ○告知後の患者支援 ○緩和ケアチーム活動 ○がん相談支援センターの活用 ○緩和ケア研修会においてがん体験者やケア提供者等からの講演を研修内容に取り入れる ○がん患者の苦痛のスクリーニング結果に対するセルフケア指導 ○経口抗がん剤使用患者に対する皮膚障害予防のための指導 ○がん治療時の医科歯科連携を行い、治療に伴う口腔内合併症を予防する ○がん患者のアピアランスケア支援 ○口腔がんに関する研修 ○口腔がんに関する講話・健診・歯科相談 ○癌に関する専門薬剤師の育成 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○がん薬物療法看護 ○がん性疼痛看護 ○がんサバイバー ○がん治療の最前線 ○訪問看護師育成プログラム普及事業 ○緩和ケアチーム活動 ○緩和ケア研修会 ○緩和ケア外来 ○がん相談 ○乳がん認定看護師による看護相談 ○がん関連の情報提供 ○がん患者サロン
		<ul style="list-style-type: none"> ●がん教育出前講座 ●けんこうギャラリーにおいてがん検診の啓発 ●「ババにつくろう！カンタン朝ごはん」教室にて、受動喫煙防止と禁煙・がん検診受診について講話実施 ●「リラックスヨガ」教室にて、がんについての講話実施 ●「みんなあつまれ！親子deたいそう」教室にて、受動喫煙防止と禁煙・がん検診受診について講話実施 ●「大人健康倶楽部」教室にて、受動喫煙防止と禁煙・がん検診受診について講話実施 ●区役所各課職員におけるピンクリボンの着用による乳がんの啓発 ○がん検診の個別勧奨はがきの送付 ○精密検査対象者への個別の精密検査受診勧奨 ○保健学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●SNSを活用したがん検診の啓発 ●けんこうギャラリーにおいてがん検診の啓発 ●乳がん月間の取り組み ●中央区Twitterがん検診に関する記事を掲載 ●区役所ロビーにて、乳がん自己検診法について講話と啓発活動、資料配布 ●中央区Twitter乳がん予防・早期発見に関する記事を掲載 ●中央区Twitterに禁煙に関する記事を掲載 ○がん教育出前講座 ○がん対策推進講演会 ○がん検診の個別勧奨・再勧奨はがきの送付 ○さいたま市成人式での子宮頸がん検診の啓発 ○精密検査対象者への個別の精密検査受診勧奨 ○中央図書館でがん特集コーナーを作成、資料を配架 ○がん検診受診勧奨 ○駅前での啓発活動 ○がん精健未受診フォロー 	<ul style="list-style-type: none"> ●SNSにてがん検診、禁煙の普及啓発の発信 ●健康づくり教室にて、がん検診に関する講話の機会を設け、若い世代からのがん予防・がん検診の重要性等の意識づけを図る ●Twitterでのがん検診受診、禁煙に関する啓発 ○がん教育出前講座 ○がん対策推進講演会 ○がん検診の個別勧奨・再勧奨はがきの送付 ○さいたま市成人式での子宮頸がん検診の啓発 ○精密検査対象者への個別の精密検査受診勧奨 ○中央図書館でがん特集コーナーを作成、資料を配架 ○SNSを活用したがん検診の啓発 ○がん検診受診勧奨 ○駅前での啓発活動 ○がん精健未受診フォロー

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

- 健康教育(がん教育等)研究委嘱
- 各学校でのがん教育の取組の支援
- 文部科学省主催研修会 参加
- がん検診受診勧奨
- がん精健未受診者フォロー(女性のがん)
- 健康相談(随時)
- エレベータホールにおいてがん検診受診勧奨の掲示・チラシの配布
- がん検診精密検査未受診者フォロー(乳がん・子宮がん精密検査未受診者)
- 区報によるがん検診受診勧奨・正しい知識の啓発
- がん検診ポスターや横断幕の設置
- 健康教室での教育・啓発活動
- 大宮区役所内でのチラシ配布・パネル設置などの普及啓発
- 教室の中でのがん検診受診勧奨
- 展示コーナーにおけるがん予防特設コーナーの設置
- 児童センター依頼教育にて、乳がん自己検診法について講話実施
- 保健センター窓口で、がん検診受診勧奨及びがん予防等に関するパンフレット・啓発品を配布。
- 市報桜区版にがん検診受診勧奨及びがん予防等に関する記事を掲載。
- 各種教室・育児相談等において、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発
- 区役所ロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発
- 保健センターロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発
- がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発、乳がん自己触診の普及啓発
- 女性のヘルスチェック受診後の要指導者に対して、子宮がん検診の普及啓発
- 保健センター主催の生活習慣病予防教育でのがん検診受診の啓発
- 地区依頼教育での乳がん検診(自己検診法を含む)の説明
- 庁舎内の健康啓発コーナー等における、がん検診受診に関する啓発媒体の展示
- 禁煙相談の実施
- 体組成測定会でがん予防・検診に関するPR
- 成人向けの運動教室、母子を対象とした育児教室などでのミニ講義
- さいたま市報(緑区版)へのがん検診受診勧奨検診記事の掲載
- 乳がん自己検診法等の正しい予防知識の普及のための教室実施
- 区役所3階ロビー、保健センターにおいてパンフレット設置
- 保健センター事業等での検診受診勧奨及びがん知識の啓発
- 岩槻駅改札前通路にて啓発ポスター掲示
- 区主催事業での啓発

市

- がん精健未受診フォロー
- 健康相談
- エレベータホールにおいてがん検診受診勧奨の掲示・チラシの配布
- 健康教育においてミニ講義、乳がん自己触診体験、一酸化炭素濃度測定
- がん検診精密検査未受診フォロー
- 区報によるがん検診受診勧奨・正しい知識の啓発
- がん検診ポスター等の設置
- 健康教室での教育・啓発活動
- 大宮区主催のイベントでの啓発活動
- 大宮区役所内でのちらし配布・パネル設置などの普及啓発
- 大宮高島屋、大宮区役所での館内放送によるがん検診受診勧奨
- 教室の中でのがん検診受診勧奨
- 展示コーナーにおけるがん予防特設コーナーの設置
- 保健センター窓口とロビーに、がん検診受診勧奨及びがん予防等に関するポスター掲示及びパンフレット・啓発品を配布
- 市報中央区版にがん検診受診勧奨及びがん予防等に関する記事を掲載
- 禁煙週間に合わせ、保健センター窓口とロビーにポスター掲示及びパンフレット・啓発品を配布
- 市報中央区版に禁煙に関する記事を掲載
- 保健センター窓口で、がん検診受診勧奨及びがん予防等に関するパンフレット・啓発品を配布
- 保健センター主催健康教室開催時に、がん検診受診勧奨及びがん予防等についてミニ講話を実施
- 市報桜区版にがん検診受診勧奨及びがん予防等に関する記事を掲載
- 体組成測定会にがん検診啓発パンフレットを配布
- がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間に区役所・プラザウエストの階段に、がんに関する健康クイズを掲示
- ロビーコンサートにて、女性のがんについての啓発ポケットティッシュ配布
- 各種教室・育児相談等において、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発
- 区役所ロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発
- 保健センターロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発
- 女性のヘルスチェック受診後の要指導者に対して、子宮がん検診の普及啓発
- 保健センター主催の生活習慣病予防教育でのがん検診受診の啓発
- 地区依頼教育での乳がん検診の説明
- 庁舎内の健康啓発コーナー等における、がん検診受診・禁煙に関する啓発媒体の展示
- 禁煙相談の実施
- 成人向けの運動教室、母子を対象とした育児教室などでのミニ講義
- さいたま市報(緑区版)へのがん検診受診勧奨検診記事の掲載
- 乳がん自己検診法等の正しい予防知識の普及のための教室実施
- 区報へのがん検診受診勧奨とアルコール・禁煙記事の掲載
- 区役所3階ロビー、保健センターにおいてパンフレット設置
- 保健センター事業等での検診受診勧奨及びがん知識の啓発
- 岩槻駅改札前通路にて啓発ポスター掲示
- 区主催事業での啓発
- 保健学習の実施
- 健康教育研究委嘱
- 各学校でのがん教育の取組の支援
- 文部科学省主催研修会 参加

- 健康相談
- 乳がんについての講話
- エレベータホールにおいてがん検診受診勧奨の掲示・チラシの配布
- 健康教育においてミニ講義、乳がん自己触診体験、一酸化炭素濃度測定
- 子育て支援センター等においてミニ講義、乳がん自己触診体験
- けんこうギャラリーにおいてがん検診の啓発
- がん検診精密検査未受診フォロー
- 区報によるがん検診受診勧奨・正しい知識の啓発
- がん検診ポスターやのぼり旗の設置
- 大宮高島屋館内放送でのがん検診受診勧奨
- 健康教室での教育・啓発活動
- 大宮区主催のイベントでの啓発活動
- 大宮区役所内でのチラシ配布・パネル設置などの普及啓発
- 保健センター主催教室・健康相談でのがん検診受診勧奨
- 展示コーナーにおけるがん予防特設コーナーの設置
- 乳がん月間の取り組み
- 見沼区ふれあいフェアで乳がんモデルでの自己検診法体験実施
- 保健センター主催健康教室開催時に、がん検診受診勧奨及びがん予防等についてミニ講話を実施
- 保健センター窓口とロビーに、がん検診受診勧奨及びがん予防等に関するポスター掲示及びパンフレット・啓発品を配布
- 区民まつり参加者にがん検診受診勧奨啓発品配布
- 市報中央区版にがん検診受診勧奨及びがん予防等に関する記事を掲載
- 中央区Twitterにがん検診に関する記事を掲載
- 児童センター依頼教育にて、乳がん自己検診法について講話実施
- 区役所ロビーおよび協力が得られた区内施設にて、乳がん予防啓発についての資料の掲示と配布
- 市報中央区版に乳がん予防・早期発見に関する記事を掲載
- 中央区Twitterに乳がん予防・早期発見に関する記事を掲載
- 保健センター主催健康教室開催時に、禁煙についてミニ講話を実施
- 禁煙週間に合わせ、保健センター窓口とロビーにポスター掲示及びパンフレット・啓発品を配布
- 市報中央区版に禁煙に関する記事を掲載
- 中央区Twitterに禁煙に関する記事を掲載
- 区役所内にて、がん検診受診勧奨・禁煙のポスター、パンフレット等設置
- 健康教室等でのがん検診受診勧奨・がん予防、禁煙の啓発
- 区民まつり・ロビーコンサートでのがん検診受診と禁煙の普及啓発リーフレット・ポケットティッシュ配布
- 各種教室・育児相談等において、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発
- 健康スポットにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発
- 浦和区健康まつりにて、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発、乳がん自己触診の普及啓発
- 女性のヘルスチェック受診後の要指導者に対して、子宮がん検診の普及啓発
- 乳がん月間において、ピンクリボン及び啓発メッセージ入りの区役所職員用名札の作成・着用
- Twitterや市報において、がんに関する知識の普及啓発
- 保健センター主催の生活習慣病予防教育でのがん検診受診の啓発
- 地区依頼教育での乳がん検診の説明
- 庁舎内啓発コーナー等における、がん検診受診・禁煙に関する啓発媒体の展示
- 禁煙相談の実施
- 体組成測定会でがん予防・検診受診に関するPR
- 成人向けの運動教室、母子を対象とした育児教室などでのミニ講義
- 緑区区民まつりにて、がん検診に関するポスターやリーフレットの掲示と配布など
- さいたま市報(緑区版)へのがん検診受診勧奨検診記事の掲載
- 乳がん自己検診法等の正しい予防知識の普及のための教室実施
- 区報へのがん検診受診勧奨とアルコール・禁煙記事の掲載
- 区役所3階ロビー、保健センターにおいてパンフレット設置
- 保健センター事業等での検診受診勧奨及びがん知識の啓発
- 岩槻駅改札前通路にて啓発ポスター掲示
- 区民まつりにて、啓発ポスター掲示、チラシ配布、乳がん自己触診体験
- 区主催事業での啓発
- 保健学習の実施
- 各学校でのがん教育の取組の支援
- 文部科学省主催研修会 参加

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(4) 評価指標		ベースライン	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
75歳未満のがんの年齢調整死亡率 (人口10万対)	全体 (男性・女性)	79.6 (H25)	下がる	<u>67.66(R1)</u>	<u>69.76(R2)</u>	(達成) ↗	
	男性	100.3 (H25)	下がる	<u>83.17(R1)</u>	<u>82.53(R2)</u>	(達成) ↗	
	女性	59.9 (H25)	下がる	<u>53.19(R1)</u>	<u>57.88(R2)</u>	(達成) ↗	
(モニタリング) SMR(標準化死亡率比全国を1としたとき)	男性	0.93 (H20-24)	—	<u>0.96(H27~R1)</u>	<u>0.97(H28~R2)</u>		
	女性	0.95 (H20-24)	—	<u>0.97(H27~R1)</u>	<u>0.99(H28~R2)</u>		
特定健康診査の受診率	35.1% (H26)	60%以上	<u>38.0%(R1)</u>	<u>32.1%(R2)</u>	↘		
特定保健指導の実施率	31.1% (H26)	60%以上	<u>31.1%(R1)</u>	<u>31.7%(R2)</u>		↗	
毎日、三食野菜を食べている人の割合	16歳未満	29.1% (H23)	増える		<u>37.7%</u>	(達成) ↗	
	40~64歳男性	21.7% (H23)	30%以上		<u>18.8%</u>	↘	
	40~64歳女性	28.2% (H23)	30%以上		<u>28.0%</u>	↘	
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	56.6% (H24)	65%以上		<u>58.5%</u>		↗	
生活習慣のリスクを高める量の飲酒をしている人の割合 (1日当たりの純アルコール摂取量 男性60g 女性20g)	成人男性	4.9% (H24)	2.8%以下		<u>7.1%</u>	↘	
	成人女性	19.7% (H24)	6.4%以下		<u>25.3%</u>	↘	
	40歳代男性	8.8% (H24)	4.6%以下		<u>10.4%</u>	↘	
	50歳代男性	10.0% (H24)	5.8%以下		<u>9.1%</u>		↗
	20~30歳代女性 (60g以上)	4.6% (H24)	0.2%以下		<u>2.6%</u>		↗
1日1時間以上歩く人の割合	男性	34.0% (H24)	44%以上		<u>34.0%</u>	→	
	女性	29.0% (H24)	38%以上		<u>26.1%</u>	↘	
運動習慣のある人の割合(30分、週2回以上の運動を継続している人)	男性	31.0% (H24)	41%以上		<u>33.9%</u>		↗
	女性	25.6% (H24)	35%以上		<u>23.8%</u>	↘	
	20~64歳男性	21.8% (H24)	32%以上		<u>29.7%</u>		↗
	20~64歳女性	19.9% (H24)	30%以上		<u>19.1%</u>	↘	
	65歳以上男性	38.1% (H24)	48%以上		<u>30.4%</u>	↘	
65歳以上女性	32.9% (H24)	43%以上		<u>30.8%</u>	↘		
主な成果・課題	<p>集合形式のイベントは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止を余儀なくされるものが多かった。規模を縮小したりオンラインを活用するなど、各団体とも工夫を凝らし、活動を継続した。</p> <p>オンラインの活用については、遠方にいる方が参加できるようになる新たな成果が見られ、コロナ終息後も継続が望まれる一方、開催側、参加者側ともにハードの整備やICTに対する知識の習得といった課題も生じている。</p>			<p>オンラインを積極的に活用する団体が多くみられ、SNSなどのツールを利用し取組の幅を広げることで、新たな層に向けて情報を発信し、正しい知識を普及させることができた。</p> <p>一方でオンラインでの実施は、セキュリティやコストについて考慮の必要がある。オンラインのメリット、デメリットを把握し、取組の目的に合致した効果が得られるか予測した上で、利用方法を検討することが課題である。</p>			

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(1)基本方針	がんの予防と早期発見の推進
(2)目標	がん予防の推進
(3)分野別施策	受動喫煙の防止と禁煙

		令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
取組事例	市民			
	事業者		<ul style="list-style-type: none"> ○全国労働衛生週間及び同準備期間における周知 ○労働安全衛生関係の集団指導、説明会等における事業場への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国労働衛生週間及び同準備期間における周知 ○労働安全衛生関係の集団指導、説明会等における事業場への周知
	保健医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> ○病院内および敷地内の全面禁煙 ○職場巡視における喫煙状況調査の実施 ○敷地内全面禁煙 ○禁煙外来の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○病院内および敷地内の全面禁煙 ○職場巡視における喫煙状況調査の実施 ○敷地内全面禁煙 ○禁煙外来の開設 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○各種市民向けイベントにおける癌啓発活動の実施 ○禁煙外来の受診勧奨 ○病院敷地内での禁煙措置 ○院内・敷地内での全面禁煙 	<ul style="list-style-type: none"> ○病院内および敷地内の全面禁煙 ○職場巡視における喫煙状況調査の実施 ○敷地内全面禁煙 ○禁煙外来の開設 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○各種市民向けイベントにおける癌啓発活動の実施 ○禁煙外来の受診勧奨 ○病院敷地内での禁煙措置 ○院内・敷地内での全面禁煙
	市	<ul style="list-style-type: none"> ●がん教育出前講座 ●公用自転車に受動喫煙のポスターを張り付け普及啓発を実施 ●「パパにつくろう！カンタン朝ごはん」教室にて、受動喫煙防止と禁煙・がん検診受診について講話実施 ●「みんなあつまれ！親子deたいそう」教室にて、受動喫煙防止と禁煙・がん検診受診について講話実施 ●「大人健康倶楽部」教室にて、受動喫煙防止と禁煙・がん検診受診について講話実施 ○禁煙外来リスト配布及び第3版の作成 ○保健学習の実施 ○がん検診受診勧奨 ○禁煙週間の取り組み(特設コーナーの設置、広報誌等による普及啓発、受動喫煙防止の普及啓発活動) ○禁煙相談 ○禁煙週間に保健センター窓口やプラザウエスト等で、ポスター掲示及びパンフレット・啓発品を配布、区役所内エレベーター・階段で健康クイズを掲示 ○市報桜区版に禁煙の効果についての記事を掲載 ○各種教室・育児相談等において、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発 ○区役所ロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発 ○保健センターロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発 ○がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発、乳がん自己触診の普及啓発 ○保健センター主催の生活習慣病予防教育でのがん検診受診の啓発 ○地区依頼教育での乳がん検診(自己検診法を含む)の説明 ○庁舎内の健康啓発コーナー等における、がん検診受診に関する啓発媒体の展示 ○サウスピア7階の窓ガラス(武蔵浦和駅側)に、禁煙を促すキャッチコピーを掲示 ○禁煙相談の実施 ○体組成測定会でがん予防・検診に関するPR ○禁煙に関する啓発(母子健康手帳交付時のポケットティッシュ配布・自転車のカゴに禁煙を促す看板を設置する等) ○血圧測定コーナー(区民課前)へがん検診やタバコに関するポスターの掲示やリーフレットの設置 ○区報へのがん検診受診勧奨と禁煙記事の掲載 ○区役所3階ロビー、保健センターにおいてパンフレット設置 ○保健センター事業等での検診受診勧奨及びがん知識の啓発 ○岩槻駅改札前通路にて啓発ポスター掲示 ○区主催事業での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●受動喫煙対策ポスターを作成し、市内全ての指定喫煙場所に掲示 ●中央区Twitterに禁煙に関する記事を掲載 ○がん教育出前講座 ○がん検診受診勧奨 ○健康教育においてミニ講義、乳がん自己触診体験、一酸化炭素濃度測定 ○公用自転車に受動喫煙のポスターを張り付け普及啓発を実施 ○禁煙週間の取り組み ○禁煙週間に合わせ、保健センター窓口とロビーにポスター掲示及びパンフレット・啓発品を配架 ○市報中央区版に禁煙に関する記事を掲載 ○禁煙週間に保健センター窓口やプラザウエスト等で、ポスター掲示及びパンフレット・啓発品を配布。区役所内エレベーター・階段で健康クイズを掲示 ○市報桜区版に禁煙の効果についての記事を掲載 ○各種教室・育児相談等において、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発 ○区役所ロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発 ○保健センターロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発 ○保健センター主催の生活習慣病予防教育でのがん検診受診の啓発 ○地区依頼教育での乳がん検診の説明 ○庁舎内の健康啓発コーナー等における、がん検診受診・禁煙に関する啓発媒体の展示 ○禁煙相談の実施 ○サウスピア7階の窓ガラスに、禁煙を促すキャッチコピーを掲示 ○受動喫煙に関する啓発 ○血圧測定コーナーへがん検診やタバコに関するポスターの掲示やリーフレットの設置 ○区報へのがん検診受診勧奨とアルコール・禁煙記事の掲載 ○区役所3階ロビー、保健センターにおいてパンフレット設置 ○保健センター事業等での検診受診勧奨及びがん知識の啓発 ○区主催事業での啓発 ○保健学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●受動喫煙防止啓発チラシを作成し、市内の自治会に回覧 ●SNSにてがん検診、禁煙の普及啓発の発信 ●健康づくり教室にて、がん検診に関する講話の機会を設け、若い世代からのがん予防・がん検診の重要性等の意識づけを図る ●Twitterでのがん検診受診、禁煙に関する啓発 ○がん教育出前講座 ○がん検診受診勧奨 ○健康教育においてミニ講義、乳がん自己触診体験、一酸化炭素濃度測定 ○子育て支援センター等においてミニ講義、乳がん自己触診体験 ○禁煙週間の取り組み ○保健センター主催教室開催時に、禁煙についてミニ講話を実施 ○禁煙週間に合わせ、保健センター窓口とロビーにポスター掲示及びパンフレット・啓発品を配布 ○市報中央区版に禁煙に関する記事を掲載 ○中央区Twitterに禁煙に関する記事を掲載 ○区役所内にて、がん検診受診勧奨・禁煙のポスター、パンフレット等設置 ○区報によるがん検診受診勧奨・禁煙の啓発記事の掲載 ○健康教室等でのがん検診受診勧奨・がん予防、禁煙の啓発 ○保健センター窓口にて禁煙指導用肺モデル、タールサンプルの設置 ○禁煙週間に保健センター窓口にて啓発用ポケットティッシュの配布 ○区民まつり・ロビーコンサートでのがん検診受診と記念の普及啓発リーフレット・ポケットティッシュ配布 ○各種教室・育児相談等において、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発 ○健康スポーツにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発 ○浦和区健康まつりにおいて、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発、乳がん自己触診の普及啓発 ○保健センター主催の生活習慣病予防教育でのがん検診受診の啓発 ○地区依頼教育での乳がん検診の説明 ○庁舎内の健康啓発コーナー等における、がん検診受診・禁煙に関する啓発媒体の展示 ○禁煙相談の実施 ○受動喫煙に関する啓発 ○血圧測定コーナーへがん検診やタバコに関するポスターの掲示やリーフレットの設置 ○区報へのがん検診受診勧奨とアルコール・禁煙記事の掲載 ○区役所3階ロビー、保健センターにおいてパンフレット設置 ○保健センター事業等での検診受診勧奨及びがん知識の啓発 ○区民まつりにて、啓発ポスター掲示、チラシ配布、乳がん自己触診体験 ○区主催事業での啓発 ○保健学習の実施

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(4)評価指標		ベースライン	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受動喫煙の機会を有する人の割合	行政機関	2.3% (H24)	0%		0.9%	↗
	医療機関	1.2% (H24)	0%		0.6%	↗
	職場	20.5% (H24)	受動喫煙のない職場の実現		12.7%	↗
	家庭	17.6% (H24)	3%以下		14.0%	↗
	飲食店	36.8% (H24)	15%以下		8.4%	(達成)↗
	学校	2.7% (H24)	小学校、中学校、高校は0% それ以外は受動喫煙のない環境		0.8%	↗
	遊技場	11.5% (H24)	減らす		3.8%	(達成)↗
成人の喫煙率	成人男性	24.8% (H24)	18%以下		19.7%	↗
	成人女性	9.3% (H24)	5%以下		6.4%	↗
未成年者の喫煙率		1.5% (H24)	なくす		0.7%	↗
主な成果・課題		<p>受動喫煙の防止と禁煙について、施設内全面禁煙の取組の他、掲示、市報を利用した方法に加えて教育現場や親子参加型のイベントでの周知が行われ、大人だけでなく幅広い世代に情報発信がされた。 がん教育推進の観点からも、今後も引き続き子ども世代も対象とした取組が求められる。</p>		<p>令和2年4月1日に改正健康増進法が全面施行されたことを背景に、各施設における受動喫煙の機会を有する人の割合が減少した。イベントでの周知は一部中止となった取組もあるが、禁煙外来や禁煙相談などの取組は継続して実施したことに加え、市内指定喫煙所へのポスター設置やSNSへの記事掲載など、これまで行わなかった方法で啓発を実施した。これにより新たなターゲットへアプローチしたことで受動喫煙の防止と禁煙を進めることができた。 今後も様々な方法を検討し、より多くの世代に伝わる取組を継続することが重要である。</p>		

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(1)基本方針	がんの予防と早期発見の推進			
(2)目標	がんの早期発見の推進			
(3)分野別施策	がん検診の受診率の向上			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
取組事例	市民			
	事業者	○総会等会議にがん検診の受診勧奨等の周知	○総会等会議にがん検診の受診勧奨等の周知	○総会等会議にがん検診の受診勧奨等の周知
	保健医療関係者	○人間ドックの利用費用補助 ○郵送検診の実施 ○公開講座の開催 ○がん検診の実施及び受診勧奨	○人間ドックの利用費用補助 ○郵送検診の実施 ○がん検診の実施及び受診勧奨 ○癌治療における薬業連携体制の構築 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○がん検診	●さいたま市版お薬手帳の作成 ○人間ドックの利用費用補助 ○郵送検診の実施 ○公開講座の開催 ○がん検診の実施及び受診勧奨 ○癌治療における薬業連携体制の構築 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○がん検診
●新規事業 ○継続事業	市	<ul style="list-style-type: none"> ●がん教育出前講座 ●けんこうギャラリーにおいてがん検診の啓発 ●「パパにつくろう！カンタン朝ごはん」教室にて、受動喫煙防止と禁煙・がん検診受診について講話実施 ●「リラックスヨガ」教室にて、がんについての講話実施 ●「みんなあつまれ！親子deたいそう」教室にて、受動喫煙防止と禁煙・がん検診受診について講話実施 ●「大人健康倶楽部」教室にて、受動喫煙防止と禁煙・がん検診受診について講話実施 ●区役所各課職員におけるピンクリボンの着用による乳がんの啓発 ○がん対策推進講演会 ○がん検診対象初年度無料事業制度の実施 ○がん検診の個別勧奨はがきの送付 ○精密検査対象者への個別の精密検査受診勧奨 ○がん検診受診勧奨 ○がん精健未受診者フォロー(女性のがん) ○健康相談(随時) ○育児学級・離乳食教室でがん検診受診勧奨のポケットティッシュ配布 ○エレベータホールにおいてがん検診受診勧奨の掲示・チラシの配布 ○がん検診精密検査未受診者フォロー(乳がん・子宮がん精密検査未受診者) ○区報によるがん検診受診勧奨・正しい知識の啓発 ○がん検診ポスターや横断幕の設置 ○健康教室での教育・啓発活動 ○大宮区役所内でのチラシ配布・パネル設置などの普及啓発 ○教室の中でのがん検診受診勧奨 ○ポケットティッシュの配布 ○展示コーナーにおけるがん予防特設コーナーの設置 ○がん検診の啓発品(ボールペン・ハンカチ等)の作成・配布 ○児童センター依頼教育にて、乳がん自己検診法について講話実施 ○保健センター窓口で、がん検診受診勧奨及びがん予防等に関するパンフレット・啓発品を配布。 ○市報桜区版にがん検診受診勧奨及びがん予防等に関する記事を掲載。 ○各種教室・育児相談等において、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発 ○区役所ロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発 ○保健センターロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発 ○がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発、乳がん自己触診の普及啓発 ○女性のヘルスチェック受診後の要指導者に対して、子宮がん検診の普及啓発 ○保健センター主催の生活習慣病予防教育でのがん検診受診の啓発 ○地区依頼教育での乳がん検診(自己検診法を含む)の説明 ○庁舎内の健康啓発コーナー等における、がん検診受診に関する啓発媒体の展示 ○体組成測定会でがん予防・検診に関するPR ○成人向けの運動教室、母子を対象とした育児教室などでのミニ講義 ○血圧測定コーナー(区民課前)へがん検診やタバコに関するポスターの掲示やリーフレットの設置 ○さいたま市報(緑区版)へのがん検診受診勧奨検診記事の掲載 ○乳がん自己検診法等の正しい予防知識の普及のための教室実施 ○区報へのがん検診受診勧奨と禁煙記事の掲載 ○区内各施設にて、がん検診受診勧奨ポスターの掲示 ○区役所3階ロビー、保健センターにおいてパンフレット設置 ○保健センター事業等での検診受診勧奨及びがん知識の啓発 ○岩槻駅改札前通路にて啓発ポスター掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ●SNSを活用したがん検診の啓発 ●けんこうギャラリーにおいてがん検診の啓発 ●乳がん月間の取り組み ●中央区Twitterにがん検診に関する記事を掲載 ●区役所ロビーにて、乳がん予防・早期発見について講話と啓発活動、資料配布 ●中央区Twitterに乳がん予防・早期発見に関する記事を掲載 ○がん教育出前講座 ○がん検診対象初年度無料事業制度の実施 ○がん検診の個別勧奨・再勧奨はがきの送付 ○さいたま市成人式での子宮頸がん検診の啓発 ○精密検査対象者への個別の精密検査受診勧奨 ○中央図書館でがん特集コーナーを作成、資料を配架 ○がん検診受診勧奨 ○がん精健未受診者フォロー ○健康相談 ○育児学級・離乳食教室でがん検診受診勧奨のポケットティッシュ配布 ○エレベータホールにおいてがん検診受診勧奨の掲示・チラシの配布 ○健康教育においてミニ講義、乳がん自己触診体験、一酸化炭素濃度測定 ○がん検診精密検査未受診者フォロー ○区報によるがん検診受診勧奨・正しい知識の啓発 ○がん検診ポスター等の設置 ○健康教室での教育・啓発活動 ○大宮区役所内でのちらし配布・パネル設置などの普及啓発 ○大宮高島屋、大宮区役所での館内放送によるがん検診受診勧奨 ○教室の中でのがん検診受診勧奨 ○ポケットティッシュの配布 ○展示コーナーにおけるがん予防特設コーナーの設置 ○がん検診の啓発品の作成・配布 ○保健センター窓口とロビーに、がん検診受診勧奨及びがん予防等に関するポスター掲示及びパンフレット・啓発品を配布 ○市報中央区版にがん検診受診勧奨及びがん予防等に関する記事を掲載 ○保健センター窓口で、がん検診受診勧奨及びがん予防等に関するパンフレット・啓発品を配布 ○保健センター主催健康教室開催時に、がん検診受診勧奨及びがん予防等についてミニ講話を実施 ○市報桜区版にがん検診受診勧奨及びがん予防等に関する記事を掲載 ○体組成測定会にがん啓発パンフレットを配布 ○がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間に区役所・プラザウエストの階段に、がんに関する健康クイズを掲示 ○ロビーコンサートにて、女性のがんについての啓発ポケットティッシュ配布 ○各種教室・育児相談等において、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発 ○区役所ロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発 ○保健センターロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発 ○女性のヘルスチェック受診後の要指導者に対して、子宮がん検診の普及啓発 ○保健センター主催の生活習慣病予防教育でのがん検診受診の啓発 ○地区依頼教育での乳がん検診の説明 ○庁舎内の健康啓発コーナー等における、がん検診受診・禁煙に関する啓発媒体の展示 ○成人向けの運動教室、母子を対象とした育児教室などでのミニ講義 ○血圧測定コーナーへがん検診やタバコに関するポスターの掲示やリーフレットの設置 ○さいたま市報(緑区版)へのがん検診受診勧奨検診記事の掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくり教室にて、がん検診に関する講話の機会を設け、若い世代からのがん予防・がん検診の重要性等の意識づけを図る ●Twitterでのがん検診受診、禁煙に関する啓発 ○がん教育出前講座 ○がん検診対象初年度無料事業制度の実施 ○がん検診の個別勧奨・再勧奨はがきの送付 ○さいたま市成人式での子宮頸がん検診の啓発 ○精密検査対象者への個別の精密検査受診勧奨 ○中央図書館でがん特集コーナーを作成、資料を配架 ○SNSを活用したがん検診の啓発 ○がん検診受診勧奨 ○駅前での啓発活動 ○がん精健未受診フォロー ○健康相談 ○乳がんについての講話 ○育児学級・離乳食教室でがん検診受診勧奨のポケットティッシュ配布 ○エレベータホールにおいてがん検診受診勧奨の掲示・チラシの配布 ○健康教育においてミニ講義、乳がん自己触診体験、一酸化炭素濃度測定 ○子育て支援センター等においてミニ講義、乳がん自己触診体験 ○けんこうギャラリーにおいてがん検診の啓発 ○がん検診精密検査未受診フォロー ○区報によるがん検診受診勧奨・正しい知識の啓発 ○がん検診ポスターやのぼり旗の設置 ○大宮高島屋館内放送によるがん検診受診勧奨 ○健康教室での教育・啓発活動 ○大宮区主催のイベントでの啓発活動 ○大宮区役所内でのチラシ配布・パネル設置などの普及啓発 ○保健センター主催教室・健康相談でのがん検診受診勧奨 ○展示コーナーにおけるがん予防特設コーナーの設置 ○乳がん月間の取り組み ○保健センター主催教室開催時に、がん検診受診勧奨及びがん予防等についてミニ講話を実施 ○保健センター窓口とロビーに、がん検診受診勧奨及びがん予防等に関するポスター掲示及びパンフレット・啓発品を配布 ○区民まつり参加者にがん検診受診勧奨啓発品配布 ○市報中央区版にがん検診受診勧奨及びがん予防等に関する記事を掲載 ○中央区Twitterにがん検診に関する記事を掲載 ○区役所内にて、がん検診受診勧奨・禁煙のポスター、パンフレット等設置 ○区報によるがん検診の受診勧奨・記念の啓発記事の掲載 ○区民まつり・ロビーコンサートでのがん検診受診と禁煙の普及啓発リーフレット・ポケットティッシュ配布 ○各種教室・育児相談等において、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発 ○健康スポットにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発 ○浦和区健康まつりにおいて、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発、乳がん自己触診の普及啓発 ○女性のヘルスチェック受診後の要指導者に対して、子宮がん検診の普及啓発 ○乳がん月間において、ピンクリボン及び啓発メッセージ入りの区役所職員用名札の作成・着用 ○Twitterや市報において、がんに関する知識の普及啓発 ○保健センター主催の生活習慣病予防教室でのがん検診受診の啓発 ○地区依頼教育での乳がん検診の説明 ○庁舎内の啓発コーナー等における、がん検診受診・禁煙に関する啓発媒体の展示

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(4) 評価指標		ベースライン	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度
がん検診受診率	肺がん検診	33.8% (H26)	40%以上	28.5%	27.8%	↓
	大腸がん検診	31.1% (H26)	40%以上	25.1%	24.6%	↓
	胃がん検診	23.9% (H26)	40%以上	19.8%	20.4%	↓
	乳がん検診	23.6% (H26)	40%以上	19.1%	18.9%	↓
	子宮がん検診	30.3% (H26)	40%以上	26.7%	26.1%	↓
主な成果・課題		<p>検診費用の補助や啓発品による周知等、前年度からの継続的な取組が実施されていたが、いずれの検診も受診率が低下した。 コロナ禍においても、感染防止対策を講じたり郵送検診を実施したりするなど受診しやすい環境を整備するとともにがんの早期発見の重要性を唱え、受診を促す必要がある。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に見合わせた取組を再開したり、新たな方法でがん検診受診勧奨を行ったりするなど、各団体ともがん検診の受診率向上に向け積極的に取り組んだが、令和3年度も新型コロナウイルスの流行前と比較すると、受診者数が減少傾向にあると予測される。 安心して受診できるよう基本的な感染対策を行い受診環境を整備するとともに、感染状況に応じた啓発活動を行い、受診率向上に繋げる必要がある。</p>		

○区主催事業での啓発

○乳がん自己検診法等の正しい予防知識の普及のための教室実施
 ○区報へのがん検診受診勧奨とアルコール・禁煙記事の掲載
 ○区内各施設にて、がん検診受診勧奨ポスターの掲示
 ○区役所3階ロビー、保健センターにおいてパンフレット設置
 ○保健センター事業等での検診受診勧奨及びがん知識の啓発
 ○岩槻駅改札前通路にて啓発ポスター掲示
 ○区主催事業での啓発

○体組成測定会でがん予防・検診受診に関するPR
 ○成人向けの運動教室、母子を対象とした育児教室などでのミニ講義
 ○血圧測定コーナー(区民課前)へがん検診やタバコに関するポスターの掲示やリーフレットの設置
 ○緑区区民まつりにおけるがん検診に関するポスターやリーフレットの掲示と配布など
 ○さいたま市報(緑区版)へのがん検診受診勧奨検診記事の掲載
 ○乳がん自己検診法等の正しい予防知識の普及のための教室実施
 ○区報へのがん検診受診勧奨とアルコール・禁煙記事の掲載
 ○区内各施設にて、がん検診受診勧奨ポスターの掲示
 ○区役所3階ロビー、保健センターにおいてパンフレット設置
 ○保健センター事業等での検診受診勧奨及びがん知識の啓発
 ○岩槻駅改札前通路にて啓発ポスター掲示
 ○区民まつりにて、啓発ポスター掲示、チラシ配布、乳がん自己触診体験
 ○区主催事業での啓発

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(1)基本方針		がんの予防と早期発見の推進							
(2)目標		がんの早期発見の推進							
(3)分野別施策		がん検診の質の向上							
				令和2年度		令和3年度		令和4年度(予定)	
取組事例 ●新規事業 ○継続事業	市民								
	事業者								
	保健医療関係者	○がん検診の実施及び受診勧奨		○がん検診の実施及び受診勧奨		○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充		●さいたま市版お薬手帳の作成 ○がん検診の実施及び受診勧奨 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充	
	市	○精密検査対象者への個別の精密検査受診勧奨 ○がん検診精密検査未受診者フォロー(乳がん・子宮がん精密検査未受診者)		○精密検査対象者への個別の精密検査受診勧奨		○がん検診精密検査未受診者フォロー		●Twitterでのがん検診受診、禁煙に関する啓発 ○精密検査対象者への個別の精密検査受診勧奨 ○がん検診精密検査未受診者フォロー ○がん検診精密検査未受診者フォロー	
(4)評価指標		ベースライン	目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
がん検診精密検査受診者の割合	肺がん検診	77.50% (H25)	90%以上	80.4%(R1)		83.4%(R2) ↑			
	大腸がん検診	68.36% (H25)	90%以上	68.0%(R1)		70.2%(R2) ↑			
	胃がん検診	79.09% (H25)	90%以上	95.7%(R1)		96.1%(R2) (達成) ↑			
	乳がん検診	90.43% (H25)	90%以上	91.5%(R1)		90.7%(R2) (達成) ↑			
	子宮がん検診	73.20% (H25)	90%以上	78.6%(R1)		79.9%(R2) ↑			
主な成果・課題		子宮がん検診が低下したように感じられるが、ベースラインの73.2%から比較すると長期的には増加の傾向にある。これまでの実績と同様、部位により精密検査受診率に差が見られるため、特に受診率の低いものをターゲットとした指導・啓発活動の強化について検討の必要がある。		新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診受診率と同様に、がん検診精密検査受診者の割合も減少が懸念される。コロナ禍においても継続してがん検診精密検査未受診者のフォローを行い、対象者へ精密検査の重要性を伝え、がん検診精密検査受診者の割合増加に努める必要がある。					

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(1)基本方針	がん医療の充実と療養生活の質の向上				
(2)目標	がん医療の充実と療養生活の質の向上				
(3)分野別施策	在宅医療の推進				
取組事例 ●新規事業 ○継続事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
	市民				
	事業者				
	保健医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> ○退院調整看護師の活用 ○さいたま浦和地区緩和医療研究会を介しての地域連携 ○がん患者の退院支援と地域連携 ○看とりにおける看護の役割 ○癌治療における薬業連携体制の構築 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○看護師特定行為研修の実施 ○がんサロンの開催 ○浦和在宅医療支援相談センターを通じたがん患者への在宅医療 ○在宅医療・緩和ケアに関する研修会の開催 ○訪問看護師育成プログラム普及 ○訪問看護ステーション体験実習 ○訪問看護ST経営サポート ○コールセンターの設置・運営 ○教育ステーション事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●癌に関する専門薬剤師の育成 ○緩和ケア研修会の開催 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○看護師特定行為研修の実施 ○退院調整看護師の活用 ○浦和在宅医療支援相談センターを通じたがん患者への在宅医療 ○在宅医療・緩和ケアに関する研修会の開催 ○癌治療における薬業連携体制の構築 ○在宅医療支援薬局リストの改訂 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○訪問看護師育成プログラム普及 ○訪問看護ステーション体験実習 ○訪問看護ステーション経営サポート ○コールセンターの設置・運営 ○教育ステーション事業 ○退院調整看護師との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●緩和ケアに関する連携体制の構築 ●さいたま市版お薬低調の作成 ●訪問看護管理者研修 ○緩和ケア研修会の開催 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○看護師特定行為研修の実施 ○がんサロンの開催 ○退院調整看護師の活用 ○さいたま浦和地区緩和医療研究会を介しての地域連携 ○大宮在宅医療支援相談センターを通じたがん患者への在宅医療 ○在宅医療・緩和ケアに関する研修会及び勉強会の開催 ○癌治療における薬業連携体制の構築 ○在宅医療支援薬局リストの改訂 ○癌に関する専門薬剤師の育成 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○訪問看護師育成プログラム普及事業 ○訪問看護ステーション体験実習 ○訪問看護ステーション経営サポート ○コールセンターの運営 ○教育ステーション事業 ○退院調整看護師、地域連携室との連携 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療・介護連携に関する相談支援 ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ○医療・介護関係者の情報共有の支援 ○切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金の交付 ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ○医療・介護関係者の研修 ○地域住民への普及啓発 ○医療・介護関係者の情報共有の支援 ○切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ○在宅医療・介護連携に関する相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金の交付 ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ○医療・介護関係者の研修 ○地域住民への普及啓発 ○医療・介護関係者の情報共有の支援 ○切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ○在宅医療・介護連携に関する相談支援 		
(4)評価指標	ベースライン	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(モニタリング) 在宅療養支援診療所・病院数	70 (H25)	—	212	224	
(モニタリング) がん患者の在宅看取り率	12.3 (H25)	—	21.2(R1)	30.0(R2)	
在宅療養を支える関係機関における研修や会議等を開催する団体数	—	増える	7	8	(達成) ↗
主な成果・課題	<p>新型コロナウイルス感染防止のため、在宅医療、介護についての集合形式の研修や普及啓発活動が見送られる一方で、病院や施設で面会制限が設けられたことから在宅療養を希望する患者もおり、在宅医療の需要はコロナ禍においても継続してあった。 今後は集合形式の研修が実施不可の場合でも研修等の必要な取組は実施できるよう、オンラインの活用など新たな方法の模索が課題である。</p>			<p>令和2年度はコロナ禍により中止された研修や講演会等もオンラインを活用し実施された。また、がん患者の在宅療養を支援するため、新規事業としてがんに関する専門薬剤師の育成や若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金の交付といった取組が開始された。これらの取組によって、在宅療養を希望する患者が療養先を検討する上で、以前に比べ在宅を選択しやすくなったと考えられる。 新たに開始された取組について、より効果的な取組とするため、内容を精査していく必要がある。</p>	

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(1)基本方針	がん医療の充実と療養生活の質の向上				
(2)目標	がん医療の充実と療養生活の質の向上				
(3)分野別施策	緩和ケアの充実				
取組事例 ●新規事業 ○継続事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
	市民				
	事業者				
	保健医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●がん患者のアピアランスケア支援 ○緩和ケアチーム合同カンファレンス ○告知後の患者支援 ○緩和ケアチーム活動 ○緩和ケア研修会においてがん体験者やケア提供者等からの講演を研修内容に取り入れる ○がん患者の苦痛のスクリーニング結果に対するセルフケア指導 ○経口抗がん剤使用患者に対する皮膚障害予防のための指導 ○エンド・オブ・ライフ・ケア ○癌治療に関する薬剤師の研修会 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の育成 ○緩和ケア研修会の開催 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○看護師特定行為研修の実施 ○がんサロンの開催 ○緩和ケアチームを組織 ○浦和在宅医療支援相談センターを通じたがん患者への在宅医療 ○在宅医療・緩和ケアに関する研修会の開催 ○教育ステーション事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●癌に関する専門薬剤師の育成 ●人生会議相談窓口の設置 ○緩和ケア研修会の開催 ○緩和ケアチーム合同カンファレンス ○緩和ケア研修会の開催 ○緩和ケアチーム活動 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○看護師特定行為研修の実施 ○緩和ケアチームを組織 ○告知後の患者支援 ○緩和ケアチーム活動 ○緩和ケア研修会においてがん体験者やケア提供者等からの講演を研修内容に取り入れる ○がん患者の苦痛のスクリーニング結果に対するセルフケア指導 ○経口抗がん剤使用患者に対する皮膚障害予防のための指導 ○がん患者のアピアランスケア支援 ○浦和在宅医療支援相談センターを通じたがん患者への在宅医療 ○在宅医療・緩和ケアに関する研修会の開催 ○さいたま赤十字病院との緩和ケア意見交換会出席 ○癌治療における薬業連携体制の構築 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○地域寄り添うためのコミュニケーションに特化した研修会の開催 ○がん性疼痛看護 ○教育ステーション事業 ○専門医による緩和ケアに関するがんカウンセリング ○緩和ケアチームによる院内ラウンド ○緩和ケアチーム活動 ○緩和ケア研修会 ○緩和ケア外来 ○緩和ケアチーム活動 ○緩和ケア研修会開催 ○人生会議相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●緩和ケアに関する連携体制の構築 ○緩和ケア研修会の開催 ○緩和ケアチーム合同カンファレンス ○緩和ケア研修会の開催 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○看護師特定行為研修の実施 ○がんサロンの開催 ○緩和ケアチームを組織 ○告知後の患者支援 ○緩和ケアチーム活動 ○緩和ケア研修会においてがん体験者やケア提供者等からの講演を研修内容に取り入れる ○がん患者の苦痛のスクリーニング結果に対するセルフケア指導 ○経口抗がん剤使用患者に対する皮膚障害予防のための指導 ○がん患者のアピアランスケア支援 ○大宮在宅医療支援相談センターを通じたがん患者への在宅医療 ○在宅医療・緩和ケアに関する研修会及び勉強会の開催 ○さいたま赤十字病院との緩和ケア意見交換会出席 ○癌治療における薬業連携体制の構築 ○癌に関する専門薬剤師の育成 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○がん性疼痛看護 ○専門医による緩和ケアに関するがんカウンセリング ○緩和ケアチームによる院内ラウンド ○緩和ケアチーム活動 ○緩和ケア研修会 ○緩和ケア外来 ○緩和ケアチーム活動 ○緩和ケア研修会開催 ○人生会議相談窓口の設置 	
	市				
(4)評価指標	ベースライン	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度
院外における活動を実施する緩和ケアチーム数	—	増える	3チーム(市内の地域がん診療連携拠点病院)	3チーム(市内の地域がん診療連携拠点病院)	(達成) ↗
主な成果・課題			<p>がん患者のアピアランスケア支援を実施する団体が増えた。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止のため、緩和ケア研修会等を中止した団体が多かったが、患者から緩和ケアのバッチをつけている医師を見ると安心するという声が聞かれる等、緩和ケアについての市民の理解は深まってきている。</p> <p>今後も継続した緩和ケアに関する市民の理解を促進する取組とともに、コロナ禍においても医療従事者に向けた研修会等を実施できる体制づくりが必要である。</p>	<p>令和3年度から市内の埼玉県がん診療指定病院からも取組実績が情報共有されたことで、市内の医療機関において、緩和ケア研修会や緩和ケア外来など、緩和ケアを充実すべく様々な活動を行っていることが把握できた。これにより、より一層の緩和ケアの充実に向け、各団体が共有した情報を元に、取組を効果的なものに改善していく足がかりができた。</p> <p>今後は緩和ケアに関わる多職種に取組を広げ、よりよいケアの在り方を検討していく必要がある。</p>	

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(1)基本方針	がん医療の充実と療養生活の質の向上		
(2)目標	がん患者の状況に応じた支援体制の充実		
(3)分野別施策	相談支援体制の活用		
取組事例 ●新規事業 ○継続事業	令和2年度		令和3年度
	市民		
	事業者		
	保健医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●がんゲノム医療 体制整備・実施 ●他団体や地域におけるイベント等に参加。教育者としての人材育成を行う ●地域寄り添うためのコミュニケーションに特化した研修会の開催 ○がん相談 ○アピアランスケア ○社会保険労務士およびファイナンシャルプランナーによる仕事と家計の相談会(就労支援) ○がん相談支援センターの活用 ○就労支援 ○各種市民向けイベントにおける癌啓発活動の実施(薬物乱用防止、健康フェア) ○私学事業団健康相談ダイヤル ○がん化学療法看護認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師等の育成 ○公開講座の開催 ○がんサロンの開催 ○おしごと継続・就労相談会の開催 ○がん相談支援センターの開設 ○セカンドオピニオン外来の開設 ○緩和ケアチームを組織 ○浦和在宅医療支援相談センターを通じたがん患者への在宅医療 ○コールセンターの設置・運営 ○教育ステーション事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●癌に関する専門薬剤師の育成 ○がん相談 ○社会保険労務士およびファイナンシャルプランナーによる仕事と家計の相談会 ○がんゲノム医療 ○緩和ケア研修会の開催 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○がん化学療法看護認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師等の育成 ○おしごと継続・就労相談会の開催 ○がん相談支援センターの開設 ○セカンドオピニオン外来の開設 ○緩和ケアチームを組織 ○がん相談支援センターの活用 ○就労支援 ○浦和在宅医療支援相談センターを通じたがん患者への在宅医療 ○さいたま赤十字病院との緩和ケア意見交換会出席 ○癌治療における薬薬連携体制の構築 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○各種市民向けイベントにおける癌啓発活動の実施 ○地域寄り添うためのコミュニケーションに特化した研修会の開催 ○コールセンターの設置・運営 ○教育ステーション事業 ○がん相談 ○乳がん認定看護師による看護相談 ○がん相談支援センター
市	<ul style="list-style-type: none"> ○がん患者就労相談 ○がん精健未受診者フォロー(女性のがん) ○健康相談(随時) ○がん検診ポスターや横断幕の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○がん対策推進講演会 ○がん精健未受診者フォロー ○健康相談 ○がん検診ポスター等の設置 	
(4)評価指標	ベースライン	目標値	令和4年度(予定)
地域(全国)がん登録により明らかになった罹患率及び生存率等の情報提供の実施状況	—	実施する	令和4年度
主な成果・課題			<p>地域がん登録の情報について埼玉県がまとめた「埼玉県のがん2016」について、市ホームページで情報提供を実施。</p> <p>地域がん登録の情報について埼玉県がまとめた「埼玉県のがん2017」について、市ホームページで情報提供を実施。</p> <p>(達成) ↗</p> <p>がん相談については継続して実施されているが、令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染防止のため、がんサロンは中止した団体が多かった。がん相談ではコロナ禍による面会制限や治療に伴う感染リスク等、治療中の不安について相談が寄せられ、相談窓口が活用されている実態はあるが、患者や家族からは直接会って話をするがんサロンの開催を要望する声もある。より一層相談支援体制が活用されるためには、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、患者や家族の要望に沿った形で相談ができる様々な場を用意することが必要である。</p>

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(1)基本方針	がん医療の充実と療養生活の質の向上			
(2)目標	がん患者の状況に応じた支援体制の充実			
(3)分野別施策	情報提供の充実			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
取組事例 ●新規事業 ○継続事業	市民			
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○全国労働衛生週間及び同準備期間における周知 ○労働安全衛生関係の集団指導、説明会等における事業場への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国労働衛生週間及び同準備期間における周知 ○労働安全衛生関係の集団指導、説明会等における事業場への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国労働衛生週間及び同準備期間における周知 ○労働安全衛生関係の集団指導、説明会等における事業場への周知
	保健医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●がんゲノム医療 体制整備・実施 ●がん患者のアピアランスケア支援 ●在宅医療支援薬局リストの改訂 ●他団体や地域におけるイベント等に参加。教育者としての人材育成を行う ○がん相談 ○アピアランスケア ○社会保険労務士およびファイナンシャルプランナーによる仕事と家計の相談会(就労支援) ○がん患者・家族向けのがん冊子の無料提供、インターネット環境、図書の整備 ○就労支援 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○がん化学療法看護認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師等の育成 ○臨床腫瘍学講義の実施 ○看護師特定行為研修の実施 ○公開講座の開催 ○がんサロンの開催 ○おしごと継続・就労相談会の開催 ○院内がん登録の公表 ○がん相談支援センターの開設 ○セカンドオピニオン外来の開設 ○緩和ケアチームを組織 ○コールセンターの設置・運営 ○教育ステーション事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●癌に関する専門薬剤師の育成 ●がん治療の最前線 ○がん相談 ○社会保険労務士およびファイナンシャルプランナーによる仕事と家計の相談会 ○がん患者・家族向けのがん冊子の無料提供、インターネット環境、図書の整備 ○がんゲノム医療 ○緩和ケア研修会の開催 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○がん化学療法看護認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師等の育成 ○臨床腫瘍学講義の実施 ○看護師特定行為研修の実施 ○おしごと継続・就労相談会の開催 ○院内がん登録の公表 ○がん相談支援センターの開設 ○セカンドオピニオン外来の開設 ○緩和ケアチームを組織 ○就労支援 ○がん患者のアピアランスケア支援 ○さいたま赤十字病院との緩和ケア意見交換会出席 ○癌治療における薬薬連携体制の構築 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○各種市民向けイベントにおける癌啓発活動の実施 ○地域寄り添うためのコミュニケーションに特化した研修会の開催 ○コールセンターの設置・運営 ○教育ステーション事業 ○がん関連の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●経口抗がん剤使用患者に対する説明用紙の整備 ●緩和ケアに関する連携体制の構築 ●さいたま市版お薬手帳の作成 ●がん患者会の開催 ○がん相談 ○がんサロン・アピアランスケア ○社会保険労務士およびファイナンシャルプランナーによる仕事と家計の相談会 ○がん患者・家族向けのがん冊子の無料提供、インターネット環境、図書の整備 ○がんゲノム医療 ○緩和ケア研修会の開催 ○化学療法研修会の開催 ○私学事業団健康相談ダイヤル ○がん化学療法看護認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師等の育成 ○臨床腫瘍学講義の実施 ○看護師特定行為研修の実施 ○公開講座の開催 ○がんサロンの開催 ○おしごと継続・就労相談会の開催 ○院内がん登録の公表 ○がん相談支援センターの開設 ○セカンドオピニオン外来の開設 ○緩和ケアチームを組織 ○就労支援 ○がん患者のアピアランスケア支援 ○さいたま赤十字病院との緩和ケア意見交換会の開催 ○癌治療における薬薬連携体制の構築 ○癌に関する専門薬剤師の育成 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○各種市民向けイベントにおける癌啓発活動の実施 ○がん治療の最前線 ○訪問看護師育成プログラム普及事業 ○訪問看護ステーション経営サポート ○がん相談 ○乳がん認定看護師による看護相談 ○がん関連の情報提供 ○がん患者サロン
	市	<ul style="list-style-type: none"> ○医療用ウィッグ・サポート店一覧の掲載 ○「医療なび」の周知 ○がん検診ポスターや横断幕の設置 ○健康教室での教育・啓発活動 ○大宮区役所内でのチラシ配布・パネル設置などの普及啓発 ○区役所ロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発 ○保健センターロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発 ○がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発、乳がん自己触診の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○がん対策推進講演会 ○市ホームページに医療用ウィッグ・サポート店一覧を掲載 ○「医療なび」の周知 ○がん検診ポスター等の設置 ○健康教室での教育・啓発活動 ○大宮区主催のイベントでの啓発活動 ○大宮区役所内でのちらし配布・パネル設置などの普及啓発 ○大宮高島屋、大宮区役所での館内放送によるがん検診受診勧奨 ○区役所ロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発 ○保健センターロビーにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●SNSにてがん検診、禁煙の普及啓発の発信 ○がん対策推進講演会 ○市ホームページに医療用ウィッグ・サポート店一覧を掲載 ○「医療なび」の周知 ○がん検診ポスターやのぼり旗の設置 ○大宮高島屋館内放送でのがん検診受診勧奨 ○健康教室での教育・啓発活動 ○大宮区主催のイベントでの啓発活動 ○大宮区役所内でのチラシ配布・パネル設置などの普及啓発 ○健康スポットにおいて、がん検診の受診勧奨、がん予防普及啓発、受動喫煙防止の啓発 ○浦和区健康まつりにおいて、がん検診の受診勧奨、受動喫煙防止の啓発、乳がん自己触診の普及啓発

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(4)評価指標	ベースライン	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市ウェブサイト内の「がんに関する情報」のアクセス数	2,834 (H27)	増える	1,996(R2)	2,066(R3) ↓	
地域(全国)がん登録により明らかになった罹患率及び生存率等の情報提供の実施状況	—	実施する	地域がん登録の情報について埼玉県がまとめた「埼玉県のがん2016」について、市ホームページで情報提供を実施。	地域がん登録の情報について埼玉県がまとめた「埼玉県のがん2017」について、市ホームページで情報提供を実施。 (達成) ↗	
主な成果・課題			市民、医療従事者、事業者等、対象者が異なる様々な説明会において、いずれも集合形式を見合わせ、オンラインを利用することでコロナ禍においても取組を実施し、継続して情報提供を行うことができた。 集合形式に比べ、オンラインによる説明会では参加者が減るケースも見られたため、一律にオンラインに移行するのではなく、集合とオンラインを組み合わせるハイブリッド方式なども検討することで情報を受け取りやすい環境を構築することが必要である。		
					<p>集合のイベント等での情報発信の機会は減ってしまったが、掲示やインターネットを活用し、情報提供を継続することができた。 外出が困難、インターネットが使えない等、様々な事情を抱えた方に情報が行き渡るよう複数の方法を組み合わせ情報発信を行う必要がある。</p>

さいたま市がん対策推進計画進行管理シート

(1)基本方針	がん医療の充実と療養生活の質の向上				
(2)目標	働く世代へのがん対策の充実				
(3)分野別施策	市内事業所等との連携によるがん対策の充実				
取組事例 ●新規事業 ○継続事業			令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
	市民				
	事業者				
	保健医療関係者		<ul style="list-style-type: none"> ○「地域ケア意見交換会」の開催(患者情報の共有や現状の問題・課題についての意見交換会) ○就労支援 ○さいたま浦和地区緩和医療研究会を介しての地域連携 ○癌治療における薬薬連携体制の構築 ○人間ドックの利用費用補助 ○郵送検診の実施 ○看護師特定行為研修の実施 ○公開講座の開催 ○おしごと継続・就労相談会の開催 ○訪問看護ステーション体験実習 ○教育ステーション事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域ケア意見交換会」の開催 ○人間ドックの利用費用補助 ○郵送検診の実施 ○看護師特定行為研修の実施 ○おしごと継続・就労相談会の開催 ○就労支援 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○訪問看護ステーション体験実習 ○教育ステーション事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域ケア意見交換会」の開催 ○人間ドックの利用費用補助 ○郵送検診の実施 ○化学療法研修会の開催 ○看護師特定行為研修の実施 ○公開講座の開催 ○おしごと継続・就労相談会の開催 ○就労支援 ○さいたま浦和地区緩和医療研究会を介しての地域連携 ○かかりつけ薬局・健康サポート薬局の拡充 ○訪問看護師育成プログラム普及事業 ○教育ステーション事業 ○さいたま市北部緩和ケア研究会
市		○大宮区役所内でのチラシ配布・パネル設置などの普及啓発	○大宮区主催のイベントでの啓発活動 ○大宮高島屋、大宮区役所での館内放送によるがん検診受診勧奨	○大宮高島屋館内放送によるがん検診受診勧奨 ○大宮区主催のイベントでの啓発活動 ○大宮区役所内でのチラシ配布、パネル設置などの普及啓発	
(4)評価指標	ベースライン	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所・従業員への相談支援窓口の案内の機会	-	増える	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の地域がん診療連携拠点病院で就労相談を実施。 ・市HPに埼玉県が実施している「がんワンストップ相談」、埼玉産業保健総合支援センターの情報をまとめた「がん患者さんの就労相談窓口一覧」を掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の地域がん診療連携拠点病院で就労相談を実施。 ・市HPに埼玉県が実施している「がんワンストップ相談」、埼玉産業保健総合支援センターの情報をまとめた「がん患者さんの就労相談窓口一覧」を掲載。 	(達成) ↗
主な成果・課題			<p>医師、薬剤師、医薬品メーカー等のがん治療に関連する様々な職種の方が関わる「さいたま地域連携Network」が構築され、今後のがん患者に対する連携推進に向けた足がかりができた。社会保険労務士等の専門家による就労相談は患者からも安心感が得られると好評である。</p> <p>今後も患者のニーズに合わせ、関係する市内事業所等との連携を推進させる必要がある。</p>	<p>さいたま地域連携Networkの活動が推進され、がん治療に関する連携がよりスムーズに運営できるようになった。就労相談はコロナ禍の影響により、一部中止もあったが、各団体とも継続して取組を進めており、市内事業所等との連携体制は継続できている。</p> <p>今後はがん対策の充実に効果的に繋げられるよう、連携先事業所を増やすなど、市内全体に取組を広げていくことが重要である。</p>	

団体名：健康増進課		令和 4 年度分			
事業名		1 がんに関する正しい知識の普及			
①若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業 ②がん教育出前講座 ④受動喫煙防止対策	③がん対策推進講演会 ⑤がんに関する情報提供	2 受動喫煙の防止と禁煙			
事業の目標		3 がん検診の受診率の向上			
①在宅医療の推進による末期がん患者の療養生活の質の向上 ②がんに関する正しい知識の普及によるがんの予防の推進 ③⑤情報提供の充実によるがん患者の状況に応じた支援体制の充実 ④受動喫煙の防止と禁煙によるがんの予防の推進		4 がん検診の質の向上			
		5 在宅医療の推進			
		6 緩和ケアの充実			
		7 相談支援体制の活用			
事業の対象者		8 情報提供の充実			
市民、教育関係者		9 市内事業所等との連携によるがん対策の充実			
事業を展開する上で協働した課所、機関、団体					
さいたま市4医師会、さいたま市歯科医師会、自治医科大学附属さいたま医療センター、さいたま赤十字病院、埼玉県立がんセンター、彩の国東大宮メディカルセンター、あけぼの会あけぼの埼玉、がん暮らしを考える会、第一生命株式会社浦和支社、さいたま市立病院、コミュニティ推進課、健康教育課					
取組の内容	新規 継続	オン ライン	中止	分野別施策	対象者、時期/回数、参加人数など
				(該当する数字に○)	
若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金の交付	継続	なし		1 2 3 4 ⑤ 6 7 8 9	対象者：20～39歳の市在住末期がん患者（18歳以上の小児慢性対象外を含む） 利用人数：4名（12月末時点）
がん教育出前講座	継続	一部		① ② ③ 4 5 6 7 8 9	対象者：市立小中学校の児童生徒、教員、保護者 時期/回数：9月から1月までに計6校で実施。
がん対策推進講演会	継続	一部		① 2 3 4 5 6 ⑦ ⑧ 9	対象者：市民 時期/回数：3月18日(土) 対象人数：会場60名、オンライン100名 ※第一生命株との共催事業
がん対策推進ミニ講演会（動画配信）	新規	全部		① 2 3 4 5 6 ⑦ ⑧ 9	対象者：市民 時期/回数：12月1日～オンラインで配信中。令和6年度まで配信予定。
受動喫煙対策チラシを作成し、市内の自治会に回覧	新規	なし		1 ② 3 4 5 6 7 8 9	対象者：自治会に加入している市民 時期/回数：11月の回覧板で40850部を配布。
市ホームページに医療用ウィッグ・サポート店一覧を掲載	継続	全部		1 2 3 4 5 6 7 ⑧ 9	対象者：医療用ウィッグを必要とするがん患者 サポート店は随時募集し、更新中。
取組の成果、感想など				コロナ禍における対策及び今後の方向性	
若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業について、新たにチラシを配布し、制度を必要とする方に情報が速やかに届くよう周知した。 出前講座はがん教育について各学校が模索する中、教員の知識取得につながるため、学校側の希望を確認しながら対応していきたい。 講演会は令和元年度以降、集合開催を見合わせていたが、今年度、再開する。配信方式も好評だったことから、ミニ講演会として動画の配信も別テーマで行い啓発に努めた。				出前講座はオンライン開催の実績を重ねることで、事前に急激な感染拡大を考慮した複数の開催方法を検討できるようになった。 講演会についても、オンラインを併用することで中止せずに継続している。 コロナ禍の対策として始めた取組ではあるが、遠隔で参加できるオンラインの利点は、啓発活動を行う上で重要であり、今後も活用していきたい。	

さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業の利用実績について

令和4年4月1日～令和4年12月31日の期間における利用申請者数及び利用申請の内、各サービス等を利用した人数は以下の通り。()内は利用申請時に各サービスの利用を予定していた人数。

(人)

利用申請者数	利用サービス等				
	訪問介護	訪問入浴介護	福祉用具貸与	福祉用具購入	意見書作成料
4 ^{※1}	0 (1)	0 (0)	2 (4)	1 (1)	2 ^{※2}

※1 内1人は令和3年度からの継続利用。

※2 内1人は令和3年度申請。

(参考) 令和3年度利用申請状況

(人)

利用申請者数	利用サービス等				
	訪問介護	訪問入浴介護	福祉用具貸与	福祉用具購入	意見書作成料
6	0	0	6	2	5

(参考) 市内のがんによる年間死亡者数

(人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
20～40歳未満 がん死亡者数	27	24	18	14	15
20～40歳未満 在宅でのがん死亡者数	3	4	3	2	5

人口動態統計より



さいたま市若年がん患者 ターミナルケア 在宅療養生活支援事業

さいたま市では、若年の末期がん患者の方が住み慣れた自宅で安心して自分らしい生活が過ごせるよう在宅サービス利用料の一部を補助します。

対象者

■ 以下の要件の全てに該当する方が対象となります。

- ①20歳(※)以上40歳未満のさいたま市民の方
※小児慢性特定疾病医療給付制度の対象でない18歳以上の方を含みます。
- ②末期がん患者(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)で、在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- ③他の制度において同等の補助又は給付を受けることができない方



対象サービス

- 訪問介護
 - ・身体介護 ・生活援助 ・通院等乗降介助
- 訪問入浴介護
- 福祉用具の貸与
 - ・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器
 - ・手すり(工事を伴わないもの) ・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行補助つえ
 - ・歩行器 ・移動用リフト(つり具部分を除く) ・自動排泄処理装置
- 福祉用具の購入
 - ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽
 - ・移動用リフトのつり具の部分



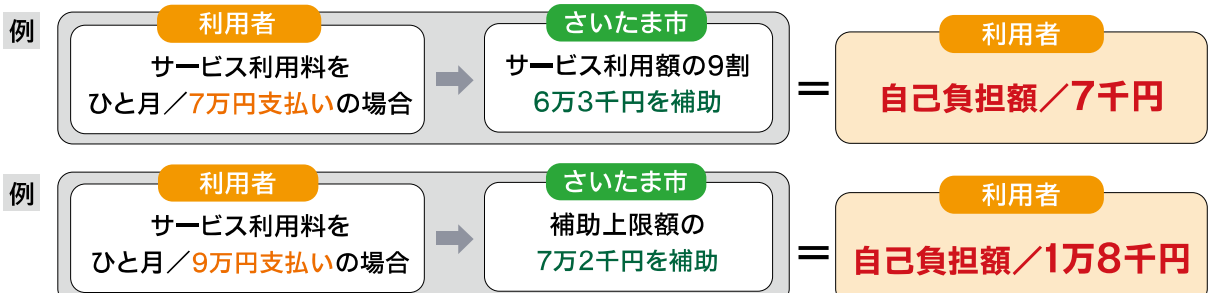
補助金額

■ 対象サービス利用料、購入費の9割(1円未満切捨て、上限額は次のとおり)

- 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与を合わせて 月額 **72,000円**
- 福祉用具購入 1人あたり**90,000円**

※このほか、申請に必要な意見書作成料を補助します。(上限額 4,000円)

※まず利用者がサービス利用料等の全額を事業者へ支払い、その後市が利用者へ補助金を支払います。



【申請の流れについては裏面へ】

申請の流れ



1 利用申請

以下を健康増進課へご提出ください（郵送可）。

- ①さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用申請書（様式1）
- ②意見書（さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業）（様式2）
※意見書作成料を請求する場合は、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業交付申請兼請求書（様式7）に領収書（原本）を添えてご提出ください。
※この他、申請者と利用者の本人確認書類をご提示いただきます。

2 利用決定の通知

申請内容を審査し利用を決定すると、市から決定通知書を郵送でお送りします。

3 サービスの利用

利用決定後、サービス提供事業者等と契約を行い、利用を開始してください。

4 サービス利用料の支払い

サービス提供事業者から請求された額の全額を支払い、領収書、明細書（サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの）を必ず発行してもらってください。

5 サービス利用料の請求

以下を健康増進課へご提出ください（郵送可）。

- ①さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業交付申請兼請求書（様式7）
- ②サービス提供事業者等が発行する領収書（原本）
- ③サービスの内容、利用回数、金額等が記載された明細書
※4月から翌年3月のサービス利用料は同年度内（3月中）に請求してください。
請求が遅れる場合は、健康増進課まで事前にご相談ください。

6 請求者への支払い

請求内容を審査し適当と認められた場合は、指定の口座に補助金を振り込みます。

記入する書類は、さいたま市役所2階の健康増進課で配布しています。

又、市ホームページからダウンロードすることもできます。

さいたま市HPから『若年がん』で検索

<https://www.city.saitama.jp/002/001/011/001/p087712.html>



お問い合わせは

さいたま市 保健福祉局 保健部 健康増進課

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL：048-829-1294 FAX：048-829-1967



さいたま市若年がん患者ターミナルケアに係る
在宅療養生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、末期と診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅療養生活に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することにより、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援事業)

第2条 前条第1項の目的を達成するため、次条に規定する補助対象者に第4条に規定する補助対象経費の一部を補助するさいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業（以下「支援事業」という。）を実施する。

(補助対象者)

第3条 支援事業を利用できる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) さいたま市内に在住し、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 20歳以上40歳未満の者（小児慢性特定疾病医療給付制度の対象でない18歳以上の者を含む。）
- (3) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- (4) 在宅療養生活への支援及び介護が必要な者
- (5) 他の制度において同等の補助又は給付を受けることができない者

(補助対象経費)

第4条 支援事業の補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、訪問介護（身体介護、生活援助及び通院等乗降介助）及び訪問入浴介護の各サービス並びに福祉用具貸与及び福祉用具購入（以下「サービス等」という。）に要する経費とする。

なお、福祉用具の種類については別表に掲げるとおりとする。

(補助金の申請)

第5条 支援事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、サービス等の

利用を開始する日の前までに、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業意見書（様式第2号）（以下「意見書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、意見書は、申請書提出後1箇月以内まで提出することができるものとする。

- 2 利用者は、申請書内で支援事業に係る一切の手続きを民法第643条に基づき委任することができ、受任者は同法第653条第1項第1号の規定に関わらず、支援事業に係る手続きを委任されているものとする。
- 3 利用者死亡時に受任者が指定されていない場合、利用者死亡の時点を持って支援事業に係る手続きは行えないものとする。

（決定及び通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請書及び意見書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

（意見書作成料の請求）

第7条 医師による意見書の作成に際し発生した料金については、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付申請兼請求書（様式第7号）により請求することができ、上限額は4千円とする。ただし、支援事業の利用が却下された場合は、請求者の全額自費とする。

- 2 市長は、意見書作成料の請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合には、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付通知書（決定及び確定・却下）（様式第8号）により請求者に通知するものとする。
- 3 意見書作成料の請求を行う利用者は、利用決定通知日の属する年度の末日までに請求しなければならない。

（医師の意見の聴取）

第8条 市長は、必要と認める場合には、第6条の規定により支援事業の利用が決定した者（以下「利用決定者」という。）について、医師の意見を求めることができる。

（変更又は廃止の届出義務）

第9条 利用決定者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当

したときは、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用変更（廃止）申請書（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき
- (2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき
- (3) 第3条各号に定める対象者に該当しなくなったとき

（変更又は廃止の決定及び通知）

第10条 市長は、前条の規定による変更（廃止）申請書を受理したときは、速やかに変更又は廃止の可否を決定し、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用変更（廃止）決定（却下）通知書（様式第5号）により利用決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、利用決定者からの届出なくして前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当したことを把握した場合は、その事由が発生した日に遡り変更（廃止）することができる。

（利用の取消又は中止）

第11条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を取消又は中止することができる。

- (1) 疾病等により在宅療養の継続が困難であると認められるとき
 - (2) 市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めたとき
- 2 市長は、前項の取消又は中止をしたときは、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用取消（中止）通知書（様式第6号）により、利用決定者に通知するものとする。

（補助金の額）

第12条 市長は、第4条に掲げる補助対象経費の100分の90に相当する額を補助するものとする。なお、100分の90に相当する額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、利用者が生活保護受給世帯の場合にあっては、100分の100に相当する額を補助するものとする。

- 2 前項の補助対象経費の上限額は、訪問介護、訪問入浴介護及び福祉用具貸与を合わせて1人当たり1月8万円とする。また、福祉用具購入については1人当たり10万円とする。

（サービス等提供事業者への依頼）

第13条 利用者等は、第4条に掲げる補助対象経費に係るサービス等を自ら提供す

る事業者へ直接依頼するものとする。

(利用料の請求、支払及び期限)

第14条 利用者は、補助対象経費のうち、自己負担分を除いた金額をさいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付申請兼請求書(様式第7号)に月単位で記載し、領収書を添えて、市長に請求するものとする。ただし、請求は月単位又は一定期間分をまとめて行うことができる。

2 市長は、利用料の請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合に金額を通知し補助金を支払うものとする。なお、交付決定の通知はさいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付通知書(決定及び確定・却下)(様式第8号)により請求者に通知するものとする。

3 同条第1項の規定による請求は、サービスを利用した日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、虚偽の申込、申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた者がいるときは、その者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(初年度における申請期間の特例)

2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間に利用開始した場合は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和3年10月31日まで申請書の提出を受け付ける。

別表（第4条関係）

福祉用具貸与項目

番号	種 目	機能又は構造等
1	車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2	車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3	特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 (1) 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 (2) 床板の高さが無段階に調整できる機能
4	特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5	床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット (2) 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6	体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7	手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
8	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
9	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの (2) 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10	歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
11	移動用リフト（つり具の部分を除く。）	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）。
12	自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）。

別表（第4条関係）

福祉用具購入項目

番号	種 目	機能又は構造等
1	腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
2	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。
3	入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 入浴用椅子 (2) 浴槽用手すり (3) 浴槽内椅子 (4) 入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの。） (5) 浴室内すのこ (6) 浴槽内すのこ (7) 入浴用介助ベルト
4	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
5	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

令和4年度がん教育出前講座の開催実績について

1 事業概要

(1) 対象者 市立各学校の児童・生徒、保護者、教員

(2) 会場 学校の教室、体育館、リモート開催等

(3) 講師

・ 医師及び看護師（がん診療連携拠点病院、埼玉県がん診療指定病院等）

・ がん経験者（患者団体等）

(4) 実施回数 年間6回

2 開催実績

【令和4年度】

回	実施校	講師	参加者	参加人数	講座内容
1	城南中学校	医師	生徒 保護者 教員	206名	・ がんの罹患患者数の現状や予防の大切さ ・ がんに関する基本的な知識
2	仲町小学校	医師	保護者 教員	50名	・ がんに関する基本的な情報やがん予防の大切さ ・ 身近な人ががんに罹患した場合の接し方など
3	大宮東中学校	がん経験者	生徒 保護者 教員	440名	・ 講師の体験談 ・ 自他の健康と命の大切さ
4	川通中学校	看護師	保護者 教員	30名	・ がんに関する基本的な知識、検査やがん薬物療法などの治療 ・ がん検診を含めた予防の大切さ ・ 子どものがん患者と家族の不安や支援
5	芝原小学校	医師	保護者 教員	40名	・ がんに関する基本的な情報やがん予防の大切さ ・ 身近な人ががんに罹患した場合の接し方など
6	常盤北小学校	医師	保護者 教員	30名	・ がんについての基本的な情報 ・ 身近な人ががんに罹患したらどのように大人は子どもをサポートするとよいのかなど

(参考)【令和3年度】

回	実施校	講師	参加者	参加人数
1	仲本小学校	医師	保護者、教員	58名
2	和土小学校	医師	児童、保護者、教員	83名
3	大宮八幡中学校	がん経験者	生徒、教員	440名
4	八王子中学校	がん経験者	生徒、教員	437名
5	指扇中学校	がん経験者	生徒、保護者、教員	321名
6	芝川小学校	医師	教員	26名

(参考)【令和2年度】

回	実施校	講師	参加者	参加人数
1	浦和大里小学校	がん経験者	保護者、教員	42名
2	八王子中学校	看護師	生徒	296名

がん教育出前講座実施要綱

(目的)

第1条 若い世代ががんに対する正しい知識や検診の重要性を学ぶことで、がんに対する関心を高め、予防行動や将来のがん検診の受診を促すとともに、家庭内での波及効果が期待できるため、市立各学校の児童・生徒を対象にしたがんに関する出前講座を実施する。

(事業内容)

第2条 がんは身近な病気だと認識してもらい、自分や身近な人ががんにかかっても対応できるように、第5条の講師ががんに関する基本的な知識や正しい情報を伝えるとともに、予防や早期発見への呼びかけを行うもの。

(対象者)

第3条 対象者は、市立各学校の児童・生徒及びその保護者並びに教員等とする。

(会場)

第4条 会場は、市立各学校内とする。

(講師)

第5条 講師は、医師、医療従事者、がん経験者、その他がんに関する専門知識を有する者とする。

(費用負担)

第6条 講師に係る費用（交通費を含む）を予算の範囲内において市が負担する。

(事前協議)

第7条 事業実施に当たり、講座の詳細については実施校と健康増進課の協議により決定する。

(アンケート調査の実施)

第8条 出前講座開催後に、対象者へのアンケート調査を実施し、事業の改善を図る。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康増進課が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。